

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成24年3月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成24～29年度）」及び「仙台市障害福祉計画（第3期）（計画期間：平成24～26年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。平成26年11月には計画の中間評価を行うとともに、「仙台市障害福祉計画（第4期）（計画期間：平成27～29年度）」を策定し、さらなる施策を展開してきました。

また、平成28年の児童福祉法改正により、新たに障害児福祉計画を策定することとされました。

本計画は、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正などの動きを踏まえて、新たに策定します。

2 位置づけ

（1）法令根拠

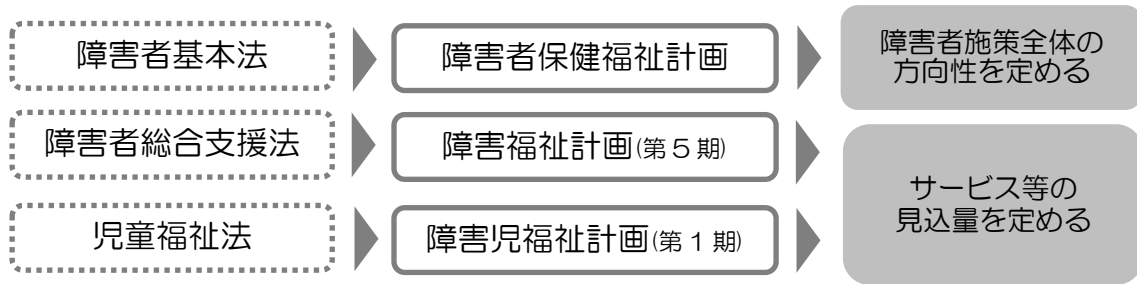
障害者保健福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の障害者施策全体の方向性を定めるものです。

障害福祉計画（第5期）は、障害者総合支援法¹第88条第1項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。

また、障害児福祉計画（第1期）は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」としてサービス等の見込量を定めるものです。本市では、障害のある方々に対し、乳幼児から高齢に至るまで、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援の提供を目指す観点から、これら3つの計画を一体のものとして策定することとします。

¹ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

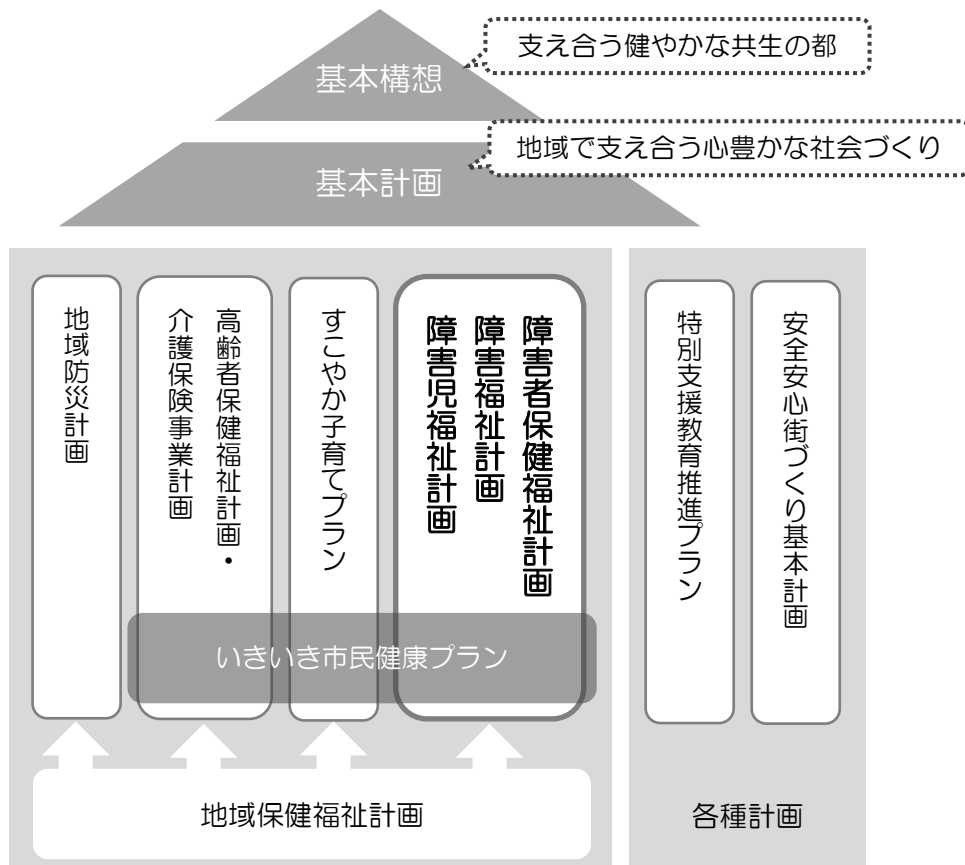
◆ 図：各計画と法律の対応



(2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本構想」に掲げる「支え合う健やかな共生の都」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「仙台市地域保健福祉計画」、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」、「仙台市いきいき市民健康プラン」、「仙台市特別支援教育推進プラン」などの計画と緊密に連携し、施策を推進していきます。

◆ 図：計画の位置づけ



3 対象

本市では、これまでも3障害（身体障害、知的障害、精神障害）以外の福祉制度の谷間にある方々やその家族も支援の対象としてきました。

近年では、障害者総合支援法の改正により難病等が障害福祉サービスや相談等の対象とされたほか、発達障害や高次脳機能障害など多様な障害のある方々への支援の要請が高まっています。また、医療的ケア児者への支援など、保健・医療・福祉にまたがる支援の仕組みも重要となっています。

障害者基本法において、障害者について「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されているように、障害のある方の機能の障害に着目するだけでなく、生きづらさを生み出す社会環境そのものを変えていくための施策も重要です。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とします。また、障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

また、平成32年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

◆ 図：計画期間の全体像

